

【令和7年度整備計画分】

伊賀市地域密着型サービス事業者等公募要項

令和7年5月

伊賀市

1. 地域密着型サービスについて

平成18年4月の介護保険法改正により、新たなサービス体系として「地域密着型サービス」が創設されています。この「地域密着型サービス」は、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるようにという観点から、伊賀市内を9つの日常生活圏域に分け、その圏域ごとにサービスの基盤整備を進めています。

本公募は、サービスの質と適正な運営の確保を目的として、よりよいサービス提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するため行うものです。

なお、本公募は令和7年度中に整備する事業者を募集するものです。

2. 令和7年度整備 地域密着型サービス事業者公募の内容

伊賀市では、第9期介護保険事業計画の基盤整備計画において、下記のとおり公募を行います。

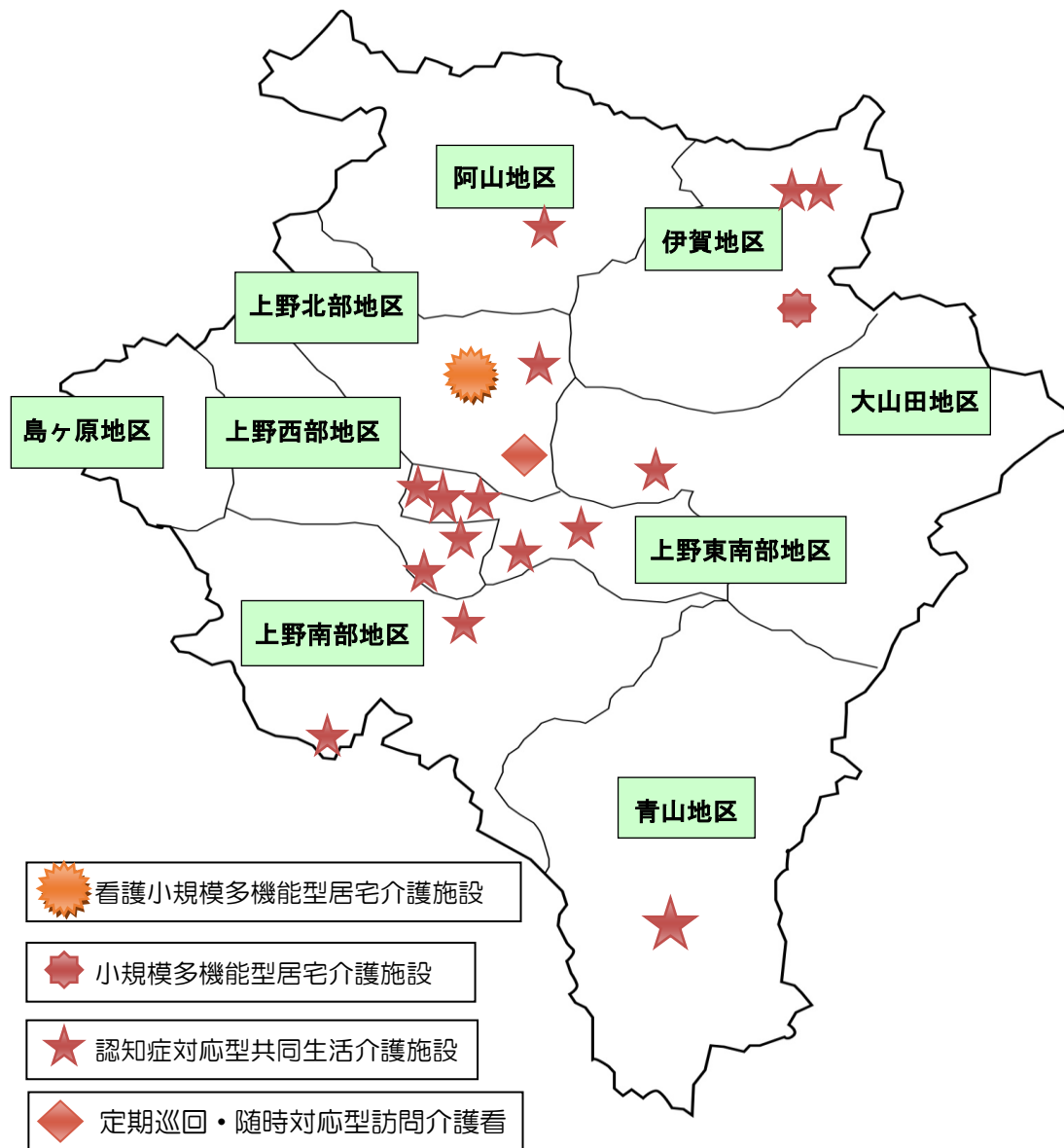
事業年度	日常生活圏域	サービス種別	整備数
7	全 域 ※	看護小規模多機能型居宅介護 (9期分)	1 事業所 (登録定員29名以下)

※ 全ての日常生活圏域を対象に募集しますが、圏域ごとにサービスの基盤整備を進めている観点から、同種の他事業所の整備状況を選定の際の考慮事項とすることを留意の上、設置を検討してください。

(参考) 生活圏域別地域密着型サービス事業所整備状況 (R7年4月末時点)

圏域名	サービス種別	事業所数	入居又は登録定員
上野東南部地区	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	5 事業所	54名
上野西部地区	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	2 事業所	27名
上野南部地区	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	2 事業所	18名
上野北部地区	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	1 事業所	9名
	看護小規模多機能型居宅介護	1 事業所	29名
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 事業所	1名
伊賀地区	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	2 事業所	27名
	小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	1 事業所	29名
島ヶ原地区	—	—	—
阿山地区	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	1 事業所	18名
大山田地区	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	1 事業所	9名
青山地区	認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	1 事業所	18名

(参考) 伊賀市の日常生活圏域



圏域名	構成地区概略（詳細は9ページ参照）
上野東南部地区	市街地東部、市街地南部、友生、ゆめが丘
上野西部地区	市街地西部、小田、久米、長田、新居
上野南部地区	花之木、猪田、依那古、比自岐、神戸、古山、花垣、きじが台
上野北部地区	三田、諏訪、府中、中瀬
伊賀地区	柘植、西柘植、壬生野
島ヶ原地区	島ヶ原
阿山地区	河合、鞆田、玉瀧、丸柱
大山田地区	山田、阿波、布引
青山地区	阿保、上津、博要、高尾、矢持、桐ヶ丘

3. 整備基準等

◆下記の条例等に従ってください。

- ・伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年伊賀市条例第7号）
- ・伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年伊賀市条例第8号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
- ・その他関係基準

◆上記に掲げる条例等以外に必要とされる以下の関係法令等に従ってください。

- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・水防法（昭和24年法律第193号）
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成11年三重県条例第2号）
- ・伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号）
- ・伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成20年伊賀市条例第47号）
- ・その他関係法令

◆事業所整備の条件

- ①令和7年度中に事業所を整備し、原則令和8年4月1日までに開設ができること。
- ②事業所を整備する土地及び建物が、確保されているか又は確実に確保できる見込みがあること。土地が借地又は建物が借家の場合は、その貸借に係る契約期間は、事業の安定的、継続的な運営を確保できる期間（概ね20年以上）であること。
なお、抵当権又は根抵当権が設定されている借地（土地）については、事業の安定的、継続的な運営が確保されていないため、対象とすることはできない。
- ③事業所を整備する地域は、伊賀市洪水ハザードマップによる浸水想定地域等、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の災害の危険性の高い地域ではないこと。
- ④整備する事業所は、地域との交流を充分に図ることが期待できる施設であること。
- ⑤災害時には地域防災の拠点となり、高齢者等の災害時要援護者の受け入れを行うこと。
- ⑥地域住民に対して、建設工事や事業内容等の説明を行い、理解賛同を得られていること。
- ⑦事業の実施にあたっては、介護職員処遇改善に対する取り組みを行うこと。

4. 応募手続き

(1) 応募資格要件

以下の要件をすべて満たすものであること。

- ①法人格を有していること。
- ②事業の運営を直接行う事業者であり、確実な事業及び運営を行うための経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。
- ③介護保険法第78条の2第4項各号及び同条第6項第1号から第3号の3までの規定に該当しないこと。
- ④介護保険法第115条の12第2項各号及び同条第4項各号の規定に該当しないこと。
- ⑤法人及びその代表者等の役員は、国税、地方税、保険料、使用料、保育料に滞納がないこと。
- ⑥会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと。
- ⑦伊賀市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等及びそれらと社会的に関係のある者が、法人役員等に入っていないこと。

(2) 応募申込書の提出

申し込みを希望される事業者は、次により応募申込書等を提出してください。なお、提出していただいた書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

①募集期間

令和7年5月26日（月）～令和7年7月31日（木）必着

※書類の受付は上記期間中の土日祝日を除く、8時30分～17時まで
郵送の場合の提出期限：**令和7年7月31日 17時介護高齢福祉課必着**

②提出場所

〒518-8501

三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 健康福祉部介護高齢福祉課 介護事業係

TEL 0595-26-3939 FAX 0595-26-3950

※提出に際して提出書類の確認及び募集要件の確認を行いますので、事前に電話で連絡のうえ来庁願います。

※提出方法は持参または郵送とし、FAX・E-mail等による提出は不可とします。

(3) 応募に係る提出書類一覧

書類名及び項目	内容等	様式
応募申請書		様式1
1 法人の理念・運営状況		
①開設法人の概要		様式2
②定款又は寄付行為	最新のもの	
③法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	
④誓約書		様式3
⑤法人の納税証明書	国税の未納がない証明書(納税証明書その3)	税務署発行
⑥法人代表者の完納証明書	法人代表者の市町村税の未納がない証明書	市町村発行

⑦法人代表者経歴書	有資格者は、資格確認書類及び開設者研修修了証の写し添付（添付がない場合は理由を明記）	様式４－１
⑧地域密着型サービス部門代表者経歴書	法人代表と異なるものが事業者の代表となる場合に記載（開設者研修修了証の写し添付）	様式４－２
⑨実地指導・指導監査結果	三重県・伊賀市が実施した指導等の結果通知写し（該当する事業所のみ）	
２ 事業運営の資金計画		
①整備資金計画		様式５
②事業収支計画		様式６
③法人資産等の概要	有する場合のみ添付	様式７
④決算関係書類	過去３期分（新設法人は提出可能分） （決算報告書、勘定科目内訳書及び法人事業概況説明書）	
３ 整備予定地・建物・設備の状況		
①整備予定地・事業所の概要		様式８
②事業所予定地周辺図		A４版
③事業所図面等（平面図等）	平面図 立面図	A３版等
④現況写真		様式９
⑤土地・建物の権利関係書類	所有の場合（発行後３月以内） 賃貸等の場合（確約書等の写し）	土地・建物の登記簿謄本 賃貸借等確約書等
４ 従業者配置計画		
①従業者配置計画等	資格・研修修了確認書類添付	様式１０
②管理者経歴書	//	様式１１－１
③計画作成担当者経歴書	//	様式１１－２
５ サービスの提供方針		
サービスの提供方針	マニュアル等あれば添付	様式１２
６ 地域との連携		
地域との連携		様式１３
７ 非常災害・感染症対策		
非常災害・感染症対策	マニュアル等あれば添付	様式１４
８ 虐待防止・ハラスメント対策		
虐待防止・ハラスメント対策	マニュアル等あれば添付	様式１５

※上記の他、市が必要とする場合、追加で書類の提出を求める場合があります。

(注)地域への説明

看護小規模多機能型居宅介護は「運営推進会議」の設置が義務付けられており、そのメンバーに地域住民の代表者が含まれることもあり、地域との連携・交流が特に重要です。このため、事業所指定申請時には地元への説明を行い、理解が得られていることが必要です。

今回の応募に際して地域への説明を行う場合は、「伊賀市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある。」旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行ってください。

(4) 提出部数 **正本 1部** ・ **副本 14部**

※事前に内容を介護高齢福祉課にてチェックを受けてから副本の作成をお勧めします。なお、書類の作成その他応募に必要な一切の費用は、事業者の負担とします。

(5) 提出書類の体裁等について

提出書類については、以下の体裁を整えたうえ、(3)「提出書類一覧」の掲載順に綴ってください。

- ・原則 **A4版**で作成し、平面図等で A3 版となる場合は折りたたむこと。
- ・書類の項目ごとに白紙の仕切り紙をはさみ、文字表記（番号表記は不可）のインデックスを付ける。
- ・全体の目次を付け、フラットファイル等に綴り、ファイルの表紙、背表紙に「令和7年度 整備計画分 地域密着型サービス事業者募集に係る応募申請書類」、「応募したサービス種類」、「法人名」、「施設名（仮称）」を明記し提出してください。

5. 事業者の選定方法

(1) 事業者の審査方法・審査項目

【審査方法】

「伊賀市地域密着型サービス運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）において、応募者のプレゼンテーション及び運営委員会のヒアリングにより本事業に対する考え方や理解度、補足質問等を行い書類等精査し、審査・評価を行います。

※プレゼンテーション、ヒアリングの方法はオンラインとなる場合があります。

※プレゼンテーション等に必要な一切の費用は、事業者の負担となります。

【審査項目】

- ①法人の理念・運営状況
- ②事業運営の資金計画
- ③整備予定地・建物・設備の状況
- ④従業者配置計画
- ⑤サービスの提供方針
- ⑥地域との連携
- ⑦非常災害・感染症対策
- ⑧虐待防止・ハラスメント対策 等

(2) 事業者の選定

運営委員会での審査・評価を踏まえ、事業者を選定します。なお、審査の結果「選定事業者なし」とする場合もあります。（いずれの応募事業者も評価点が基準点に達しない場合等）

(3) 審査結果の通知・公表

審査・選定の結果は、応募した全ての事業者にも文書で通知します。また、選定された事業者については、応募の概況及び事業者名等を伊賀市ホームページで公表します。

(4) 選定のスケジュール（多少前後する場合がありますのでご了承ください）

令和7年8月	審査（書類審査、プレゼンテーション・ヒアリングなど）
令和7年9月上旬	選考結果通知
令和7年9月～10月	補助金申請・決定、整備着手
令和8年3月までに	介護保険法等の申請手続き
令和8年2月～3月	竣工・完了確認（検査）
令和8年4月	開設

【注意事項】

- ・事業予定者として選定された法人が、その地位を譲渡し、又は他人に利用させる行為を行った場合は、その理由に関わらず選定は無効とします。
- ・事業予定者として選定された後、施設整備地、事業開始予定時期及び利用定員に係る変更は、原則認めません。その他の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に申出を行い、その指示に従っていただきます。また、事業を中止する場合及び事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその旨を市長に届け出てください。
- ・次のいずれかに該当し、事業予定者として不適格であると市長が判断した場合は、選定を取り消します。
 - ア 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があった場合。
 - イ 事業予定者及びその関係者が市民の疑惑や不信を招くような行為したと市長が認める場合。
 - ウ 事業開始予定時期に開始出来ない場合。（やむを得ない理由がある場合を除く。）

6. 地域密着型サービス事業所指定手続きについて

選定された事業者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備を整え次第、市に地域密着型サービス事業所指定申請書を提出していただきます。市は、指定申請書の内容を審査し、現地調査を行った後、事業所の指定をします。ただし、指定申請書の審査及び現地調査の結果、該当サービスの指定基準に満たない場合には、指定しないことがあります。

7. 地域医療介護総合確保基金事業補助金について

(1) 補助金交付に係る留意事項

- ・この補助金は、国の予算の範囲内で県の採択を前提としているため、必ずしも補助単価に基づく額が交付額となるわけではありません。整備を希望する事業者については、資金計画の

策定にあたり、補助金の不交付や減額等も念頭に置き、十分対応できる場合に限り応募するようにお願いします。

- ・この補助金は市を通して交付されます。市独自の補助金はありません。
- ・補助金を受ける事業者は、市に対して別途補助金交付申請等を行い、交付決定を受ける必要があります。また、事業進捗状況確認、事業完了検査等を受検していただきます。
- ・市の交付決定前に入札の告示、指名通知・入札・着工した場合、補助金は受けられません。ただし、事業のスケジュール等により、やむを得ず交付決定前に入札等実施する必要がある場合、事前の届出により必要と認められれば、交付決定前の事前着工が可能となる場合があります。
- ・補助金を受ける場合、補助事業を行うために締結する契約等は、事業者主催の一般競争入札等に付するなど、市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければなりません。
- ・伊賀市入札参加資格者名簿等は伊賀市ホームページで公開しています。
- ・その他、「伊賀市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」、「伊賀市補助金等交付規則」、「伊賀市の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」及び「三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要領」等関係規定に基づきます。
- ・補助金を受けずに施設を整備、開設する場合は、補助金交付申請や市が行う契約手続きの取り扱いに準拠する必要はありませんので、選定後直ちに事業着工が可能です。

(2) 補助金の内容（令和6年度）

◆地域密着型サービス施設等の整備助成

補助金対象施設	補助単価	対象経費
看護小規模多機能型 居宅介護	36,600 千円	施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

◆施設等の開設・設置に必要な準備経費支援

補助金対象施設	補助単価	単位	対象経費（注1）
看護小規模多機能型 居宅介護	914 千円	宿泊 定員数	施設の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

（注1） 経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6ヶ月間を上限とする。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※上記の各種補助金については、国の予算の範囲内で採択されるため必ずしも補助単価に基づく額が交付額となるわけではありませんので、ご注意ください。

《伊賀市日常生活圏域》

圏域名		構成住所地名
①	上野東南部地区	市街地東部(上野車坂町・上野田端町・上野伊予町・上野寺町・上野玄蕃町・上野赤坂町・上野農人町・平野・服部町 1～3・緑ヶ丘各町) 市街地南部(上野茅町・上野池町・上野恵美須町・上野桑町・上野東日南町・上野西日南町・上野愛宕町・上野鉄砲町・上野万町・上野忍町) 友生(喰代・高山・蓮池・上友生・界外・中友生・下友生・生琉里) ゆめが丘(ゆめが丘)
②	上野西部地区	市街地西部(上野新町・上野片原町・上野東町・上野中町・上野西町・上野向島町・上野西大手町・上野幸坂町・上野下幸坂町・上野丸之内・上野福居町・上野小玉町・上野魚町・上野鍛冶町・上野相生町・上野紺屋町・上野三之西町・上野徳居町) 小田(小田町) 久米(木興町・八幡町・久米町・守田町・陽光台・四十九町・問屋町) 長田(長田・朝屋) 新居(東高倉・西高倉・西山・岩倉)
③	上野南部地区	花之木(大野木・法花・大内・七本木) 猪田(猪田・笠部・山出・上之庄) 依那古(依那具・市部・沖・才良・下郡・上郡・森寺) 比自岐(比自岐・摺見・岡波) 神戸(上神戸・下神戸・栢川・上林・古郡・比土・朝日ヶ丘町) 古山(蔵縄手・古山界外・菖蒲池・鍛冶屋・東谷・安場・湯屋谷) 花垣(予野・白檜・治田・大滝・桂) きじが台(きじが台)
④	上野北部地区	三田(大谷・三田・野間) 諏訪(諏訪) 府中(服部町・印代・一之宮・千歳・佐那具町・外山・坂之下・東条・西条・土橋・山神) 中瀬(西明寺・荒木・寺田・高畑・羽根)
⑤	伊賀地区	柘植(柘植町・野村・中柘植・上村・小杉・一ツ家) 西柘植(愛田・下柘植・楯岡・新堂・御代・柏野) 壬生野(西之澤・川西・川東・山畑・希望ヶ丘)
⑥	島ヶ原地区	島ヶ原 (島ヶ原)
⑦	阿山地区	河合(石川・千貝・馬田・田中・馬場・川合・円徳院・大江・波敷野・阿山ハイッ) 鞆田(上友田・東湯舟・西湯舟・中友田・下友田・湯舟) 玉滝(玉瀧・内保・模山) 丸柱(音羽・丸柱)
⑧	大山田地区	山田(千戸・真泥・畑村・炊村・甲野・鳳凰寺・中村・出後・富岡・平田) 布引(川北・広瀬・奥馬野・中馬野・坂下) 阿波(上阿波・猿野・富永・下阿波)
⑨	青山地区	阿保(阿保・別府・寺脇・岡田・柏尾・青山羽根・奥鹿野・川上) 上津(伊勢路・下川原・北山・勝地・妙楽地・瀧) 博要(種生・老川) 高尾(高尾) 矢持(霧生・腰山・諸木・福川) 桐ヶ丘(桐ヶ丘)